

令和 8 年度部活動の地域展開体制整備に係る伴走型支援業務 企画提案競技実施要領

この要領は、青森県教育委員会が、令和 8 年度部活動の地域展開体制整備に係る伴走型支援業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

令和 8 年度部活動の地域展開体制整備に係る伴走型支援業務

2 業務概要

(1) 目的

部活動の地域展開に係る専門的知識を有する業者に、部活動の地域展開体制整備に係る伴走型支援業務を委託し、県及び県内 40 市町村（以下、「市町村」という。）に対し、実状に応じた地域展開に係る支援を行うとともに、随時の相談対応を実施することで、市町村における部活動の地域展開を円滑に推進する。

(2) 委託業務内容

別添「令和 8 年度部活動の地域展開体制整備に係る伴走型支援業務 仕様書」のとおり。

(3) 委託料

上限額 3, 960, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、実際の契約額は、「4 委託契約の締結」による。

また、契約を締結しない場合において、企画提案競技への参加に係る経費については補償しない。

(4) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 10 日（水）まで

3 企画提案競技に係る詳細

(1) 参加資格

参加資格を有する者は、参加申込の日から受託者が決定する日まで次の要件を全て満たしている者とする。

ア 日本国内に事務所を有する民間企業、NPO 法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人であること。

イ 青森県が作成する「役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿」に掲載されている事業者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、青森県における一般競争入札に参加できないものでないこと。

エ 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。

オ 法人税、法人事業税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

カ 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（更正手続き開始又は再生手続き開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。

（２）企画提案競技への参加表明

企画提案競技への参加を希望する者は、以下の書類を指定の期日までに提出すること。

ア 提出書類 企画提案競技参加表明書（様式1）

イ 提出期限 令和8年8月25日（火）17時まで【厳守】

ウ 提出方法 電子メールにより提出すること。

エ 提出先 「7 書類の提出及び問い合わせ先」に同じ。

オ 留意事項

- ・次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。
 - ①本手続において、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。
 - ②本手続の期間中に「3（1）参加資格」に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- ・参加表明後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式任意）を提出すること。

（３）企画提案書の提出

様式は任意で、日本産業規格A4サイズ・片面30ページ以内とし、それぞれページ番号を付すこと。また、提出書類には表紙を付け、提案者名（事業者名）を記載すること。

ア 企画提案書への記載内容

①事業提案

- ・各市町村の実状に応じた地域展開に係る支援に係る項目
- ※特に、休日の部活動の地域展開に係る支援内容について触れること。
- ・随時の相談対応に係る項目

②業務実施体制

- ・組織体制、業務担当者及び責任者（氏名、役職、経験年数等）

③実施スケジュール

④概算見積書

総額及び内訳を記載すること。なお、総額は消費税込みの金額とすること。

⑤会社概要（既存のもので差し支えない。）

⑥類似する業務の令和6年4月1日以降の業務実績

イ 提出期限 令和8年9月4日（金）17時まで【厳守】

ウ 提出方法 電子メール又は郵送により提出すること。

※郵送で提出する場合は、4部（正本1部、副本3部）を提出し、9月4日（金）必着とする。

エ 提出先 「7 書類の提出及び問い合わせ先」に同じ。

オ 留意事項

- ・提出後の書類の差替及び再提出は認めない。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・虚偽の記載をした提案書等は無効とする。
- ・提出された書類は、原則として青森県情報公開条例に基づく請求等の対象文書となる。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案競技に関する質問は、以下の書類により行うこと。

ア 提出書類 質問票（様式2）

イ 受付期限 令和8年8月18日（火）17時まで【厳守】

ウ 提出方法 電子メールにより提出すること。なお、口頭（電話を含む。）による質問は受け付けない。

エ 提出先 「7 書類の提出及び問い合わせ先」に同じ。

オ 回答方法

令和8年8月21日（金）17時までに、県教育委員会のホームページに掲載するとともに、質問票を提出した全ての者に対して電子メールで回答する。

（受信後は、必ず受信した旨のメールを送信すること。）

(5) 審査・選定方法

以下によりプレゼンテーション（オンライン）を行うので、提案者は必ず参加すること。審査は、あらかじめ定める評価基準に基づき、期限までに提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容により行い、審査会で最も優れた提案を行ったと認める者を最優秀提案者として選定する。

なお、参加者が1者のみの場合であっても、適格性を判断するため審査を行う。

ア 期日 令和8年9月7日（月）以降 ※日時は別途個別に連絡する。

イ 方法等

オンライン方式で行う。プレゼンテーションの時間は1者15分以内とし、その後10分程度の質疑応答の時間を設ける予定である。

ウ 留意事項

- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書に記載した内容の範囲内で行うこと。
- ・提出した企画提案書についてのみ、資料共有などの機能による投影を認める。

(6) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず全ての参加者に対し後日書面で通知するとともに、県教育委員会のホームページに掲載する。なお、審査結果についての質問は受け付けない。

4 委託契約の締結

最優秀提案者の決定後、速やかに企画提案書を基に業務仕様書の詳細を協議し、上限額の範囲内で委託契約を締結する。なお、業務内容に関して、最優秀提案者の企画提案書の内容に変更を加えず実施することを約束するものではなく、詳細について協議の上、決定する。

協議が整った場合には、随意契約の相手方として見積徴取を実施の上、契約を締結する。

5 業務開始までのスケジュール（予定）

令和8年8月18日（火）	質問票（様式2）受付期限 （質問への回答は8月21日（金）までに行う。）
8月25日（火）	企画提案競技参加表明書（様式1）提出期限
9月4日（金）	企画提案書 提出期限 （9月7日（月）以降、審査会）
9月中旬	審査結果通知

6 その他留意事項

- ・企画提案競技に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- ・使用言語は日本語とする。

7 書類の提出及び問い合わせ先

〒030-8540 青森市長島1-1-1
青森県教育庁スポーツ健康課体育・健康グループ
TEL：017-734-9907
E-mail：taiiku-kenko@pref.aomori.lg.jp

8 様式

様式1 「企画提案競技参加表明書」
様式2 「質問票」